

平成27年9月8日
河内長野市立図書館長

児童ポルノ禁止法に係る図書館所蔵資料の点検について（報告）

平成27年7月15日（1年間の適用猶予期間が終了）に18歳未満の児童ポルノの単純所持が処罰対象となったことに伴い本図書館所蔵の資料に対しての点検を9月1日（休館日）に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

◎結果 児童ポルノ禁止法に該当する図書館資料はありませんでした。

なお、出産育児、小児科や海外の旅行記等の資料中に18歳未満と思われる全裸等の写真が掲載されている場合がありますが、図書館としましては児童ポルノ禁止法に規定されている児童ポルノに該当するものではないと考えております。

※参考

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
(平成十一年五月二十六日法律第五十二号)

最終改正：平成一六年六月一八日法律第一〇六号

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

- 一 児童
 - 二 児童に対する性交等の周旋をした者
 - 三 児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者
- 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

以下省略